

「岬町人権協会」規約

(名称)

第1条 本会は、「岬町人権協会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、すべての人がその違いを認め合いつつ、お互いの人権が尊重される豊かな社会をめざし、町民の誰もが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできるまちづくりに資するための事業などに取り組むことにより、「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」で謳われた「差別のない明るく住みよい岬町の実現」に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、岬町をはじめ財団法人大阪府人権協会等、町内外の関係諸団体と連携・協力しながら、次の事業を行う。

- (1) 人権侵害や差別を受けた人の人権救済・人権擁護に関する事。
- (2) 社会的援護を必要とする人の自立支援に関する事。
- (3) 人権意識の普及高揚及び人権侵害の予防のための教育・啓発に関する事。
- (4) これらの事業を推進するための人材養成に関する事。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事。

(構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、その事業に協力する団体であり、かつ役員会で承認されたもので構成する。

2 個人会員については、役員会の承認を必要とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く事ができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期途中で役員に事故等があった場合は、役員会の承認において欠員補充する。なお、役員の欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (4) 会計監査は、本会の監査を担当し、総会に報告する。
- (5) 幹事は、本会の会務を分担する。
- (6) 事務局長は、事務局を統括し、日常業務を遂行する。

(機関)

第7条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第8条 総会は、本会の最高決議機関として、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認める時は、臨時に招集することができる。

- 2 総会は、構成員の過半数の出席で成立する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数で行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会の議長には、会長をもって充てる。
- 5 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の運営企画に関すること。
 - (2) 本会の運営報告に関すること。
 - (3) 本会の予算、決算に関すること。
 - (4) 本会の役員の選任に関すること。
 - (5) 本会の規約の改正に関すること。
 - (6) その他、重要な事項に関すること。

(役員会)

第9条 役員会は、本会の執行機関とし、会長が必要と認める時に招集し、会長がその議長となる。

- 2 役員会は、第5条に掲げる役員をもって構成し、役員の過半数の出席で成立する。
- 3 役員会の議決は、第8条第3項の規定を準用する。
- 4 役員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本会務の執行に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 総会に付議する事項に関すること。
 - (4) 会員の入会に関すること。
 - (5) その他、重要な事項に関すること。

(専門委員会)

第10条 本会に、第3条の目的に基づいて専門的な事項を企画運営するための専門委員会を置くこ

とができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、岬町文化センター内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費に関する事項は、会長が別に定める。

(旅費)

第14条 本会の会員が、研修会等に参加した場合、旅費及び日当を支給する。岬町の規定に準じて旅費を支給する。

(準則)

第15条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、2010（平成22）年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、2018（平成30）年7月25日一部改正。

附 則

この規約は、2020（令和2）年5月29日一部改正。